

冊
圖
司
所
圖
業
冊

事業の目的(道路の整備)

科目((項)道路事業費・(目)一般国道改修費補助・(目の細分)道路改築)

(単位:千円)

図面番号	路線名	箇所	工区	1次 2次別	補助率	事業の内容		経費の配分								事業費	交付決定額 (国費)	完了予定 年月日	摘要		
						延長	幅員	面積	工事				費							事務費	
									本工事費	附帯工事費	測量及び試験費	用地及び償	機械器具費	営繕費	計						
(記載例) 1 100号						m	m ²														
1—1		○市	A町	2A	5.5 /10	(1,850) 1,630		136,000	800	1,900	8,000	0	0	0	146,700	3,300	150,000	82,500			
1—2		"	甲橋	"	"	(1,500) 1,000	5.5	57,000	800	1,000	0	0	0	0	58,800	1,200	60,000	xx.10.30	完了		
1—3		市	B町	"	"	(350) 100	(10) 7.0	60,000	0	400	8,000	0	0	0	68,400	1,600	70,000	xx.3.1			
2	399号					530	(10) 6.5	19,000	0	500	0	0	0	0	19,500	500	20,000	xx.3.20	基幹道		
2—1		□市	C町	2B	5.5 /10	(3,130) 1,330		649,000	0	73,100	60,000	0	0	0	782,100	22,900	805,000	437,500			
2—2		市	乙橋	2B	1/2	(230) 50	(10) 6.5	100,000	0	0	0	0	0	0	100,000	5,000	105,000	(52,500)	xx.3.20		
2—3		"	D町	1次	5.5 /10	(800) 450	6.5	250,000	0	5,000	10,000	0	0	0	265,000	5,000	270,000	(148,500)	xx.1.30		
2—4		市	E町	1次	5.5 /10	530	(10) 6.5	49,000	0	600	0	0	0	0	49,600	400	50,000	(27,500)	xx.10.31		
2—5		市	F町	2B	5.5 /10	2,000	(25) 13.0	0	0	65,500	0	0	0	0	65,500	4,500	70,000	(38,500)	xx.3.31		
3	400号	市	G町	1次	5.5 /10	1,000	1.0	95,000	0	0	0	0	0	0	95,000	5,000	100,000	55,000	xx.3.31		
	合計							880,000	800	75,000	68,000	0	0	0	1,023,800	31,200	1,055,000	575,000			

(注) 1 事業の目的は、「道路の整備」とすること。

2 科目は、道路種別及び別表―1に掲げる事業種別の区分に応じて(項)、(目)、(目の細分)を記載し、それぞれ別葉とすること。また、過疎地域自立促進特別措置法第14条、豪雪地帯対策特別措置法第14条、山村振興法第11条及び半島振興法第11条の規定による基幹道路に係る事業を都道府県が代行する場合は、それぞれ別葉とし、事業の目的の上にそれぞれ「過疎代行分」、「豪雪代行分」、「山村代行分」及び「半島代行分」と表示すること。

3 工種ごとに計を記載すること。なお、地方道に係るものにあつては、主要地方道、一般都道府県道ごとに小計を記載し、さらに代行分があるときは、これを含めた計を記載すること。

4 施越工事(同一箇所または工区に施越分と当年度分があるときは、区分して計上すること。)については、摘要欄に「施越」と表示し、承認と完了の年月日を記載すること。また、日本道路公団等に係る立替施行による施越工事は、一般の施越工事と同様に別個の工区として計上し、摘要欄に「立替施行」と表示し、承認と完了の年月日を記載すること。

5 国庫債務負担行為の本年度年割額のある箇所については、摘要欄に国庫債務負担行為の設定年度及び年割額を記載すること。(例、外xx用地国債年割額○○千円)。

6 交付決定額(国費)は、交付決定単位(別紙「工事設計書の取扱いについて」の箇所の取扱いを参照のこと。)ごとに記載することとするが、同一交付決定単位で補助(負担)率が異なるものがある場合は、()書で国費をそれぞれ記載すること。

7 事業費は国庫補助基本額とし、別途費がある場合は、摘要欄に記載すること。

8 変更に係る申請にあつては、上段に変更前、下段に変更後を記載すること。なお、同一の事業のうち変更のない箇所については、その他として一括計上し、3による計、小計を付しても差し支えない。変更のない事業に係る本表は提出の必要はない。

9 延長は当該工区の全体計画延長を上段()書とし、換算完成延長を下段実数で記載すること。

10 幅員は当該工区の全幅員を上段()書とし、車道幅員を下段実数で記載すること。

11 面積は、用地買収を予定している場合にその取得予定面積を記載すること。

12 1次、2次別欄は、一般国道の2次については、道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令第2条第2項第2号に該当するものは2B、それ以外のものを2Aと記載すること。

13 特殊立法等により、補助(負担)率の嵩上げがあるものについては「水特」等と、道路整備費の財源等の特例に関する法律第3条第1号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係るものについては「基幹道」と摘要欄に表示すること。

14 着工準備箇所については、摘要欄に「着工準備」と表示すること。

15 情報ボックスを単独で整備する箇所については、「情報ボックス」と表示すること。